

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和8年6月23日（火） 13：30～16：30

場所：恩賜林記念館2階 大会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、
小林（拓）委員、佐藤委員、芹澤委員、高木委員、田中委員、湯本委員

<事業者>

富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長、滝口参与
建設課 柴田課長、佐藤課長補佐、義城主幹

株式会社環境技術センター 事業本部 味澤部長
計画課 西川課長代理

<事務局>

山梨県 森林環境部 大気水質保全課
野中参事・課長、土橋主幹、佐野総括課長補佐、
有泉課長補佐、芦沢副主査、深沢主任

1 開 会

2 議 事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
準備書について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

資料2 知事意見素案

事業者説明資料1 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

事業者説明資料2 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価準備書（公開部）

事業者説明資料3 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価 準備書に係る意見整理表（非公開部）

事業者説明資料4 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価準備書（非公開部）

1 開会

(司会 佐野総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には御多忙中のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。私は、山梨県大気水質保全課 総括課長補佐 佐野でございます。本日の進行を務めます、よろしくお願いいたします。

はじめに、参事 大気水質保全課 課長 野中から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 野中参事・課長)

森林環境部 参事の野中です。本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきありがとうございます。

さて、本日の議題である「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業」の準備書手続につきましては、これまでに2回にわたり審議会を開催し、委員の皆様からは多くの御質問や御意見をいただいたところです。

本日は、事業者から追加の説明を受けた後、これまでの審議会の御意見等を踏まえて、私どもで作成した知事意見の素案について御審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(司会 佐野総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況についてですが、15名の委員のうち、会場に8名、Web参加で2名の計10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。なお、この後、後藤委員と連絡が取れましたら御参加の予定で、後藤委員の場合は15時頃、退出をされる予定です。また、高木委員につきましては、同じく、15時頃から参加をしていただく予定になっております。発言の機会をいただけるよう進行上可能な範囲で、調整したいと思います。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りさせていただきます。まず、次第・座席表、山梨県環境影響評価等技術審

議会委員名簿、資料１、資料２、事業者説明資料１から４の計８種類ございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。

現時点では傍聴人はおりませんが、会議開始後でも傍聴人の入室は認められておりますので、傍聴人の入室があった場合は、公開部分の審議について撮影や録音が行われる可能性がありますので、御承知おき願います。なお、事務局にて、審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

次に、今回の会議は、対面とＷｅｂによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いいたします。また、御発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第４７条第１０項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長、よろしくお願いいたします。

２ 議事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書について

(坂本会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。本審議会については、平成１７年７月８日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする」、「議事録については、発言者名を含む議事録を公開する」ということでお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、報道関係者及び傍聴人には本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書に関するものです。事務局から経緯等の説明後、事業者から

2 回目の審議会で各委員からあった質問や意見等に対する事業者の見解を説明してもらいますので、その説明を受けて、各委員には質疑応答をお願いします。事業者説明は、公開部分 1 部、非公開部分 1 部の計 2 部に分け、その都度、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。終了時刻は、17 時頃を予定しております。

それでは、本日の議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

大気水質保全課の有泉でございます。資料に基づき、説明をさせていただきます。資料 1 「事業概要と準備書手続きについて」を御覧ください。先月 5 月 28 日に第 2 回目の審議会を開催させていただきました。そして、県民意見の概要が提出されてから 120 日に当たる 7 月 23 日までに事業者知事意見を述べることとなります。5 番「今後の進め方」ですが、本日の審議会の結果を踏まえ、知事意見の素案を修正し、庁内調整も図った上で、事業者に対して知事意見を述べることとなります。以上で資料 1 の説明を終わります。

(坂本会長)

ただ今、事務局から「事業概要と準備書手続」について説明がありました。続いて、事業者から、事業者説明資料 1、2 の公開資料に基づき、25 分で簡潔に説明をお願いします。

(株環境技術センター 西川課長代理)

はじめに資料 1 と資料 2 を使って説明いたします。

資料 1 は、前回審議会で委員より頂いた御意見等と、当日の事業者回答の要旨を整理し、事業者の後日回答を追加したものです。資料 2 は、後日回答の補足として、説明用の資料をまとめたものです。御説明の進め方は、資料 1 の番号順に事業者の後日回答を説明しながら、適宜 資料 2 の補足説明を御参照いただく形で進めます。当日回答して、追加の後日回答がないものについては、説明を割愛させていただきます。

それでは、資料 1 の 3 ページを御覧ください。

まず、資料 1 No. 5 の後藤委員と坂本会長より頂いた、造成計画に関する御意見への御回答です。

後日回答は、一番右の列の「事業者回答（後日）」の欄にお示ししたと

おりですが、補足説明を資料2に示しましたので、資料2の1ページを御覧ください。

ここに、造成工事の3パターンの造成土量の算出経過を示しました。

3つのパターンごとの造成土量は、令和6年3月に富士・東部広域環境事務組合が策定した「広域ごみ処理施設整備基本計画」において算出されています。基本計画にはパターンごとの造成土量の算出手順、算出結果及び造成範囲の区分けを示す平面図が記載されています。

本環境アセスメントでは、この基本計画に示された造成土量の算出結果に基づき予測・評価を行いましたので、基本計画の記載を以下に示しました。あわせて造成断面図も示しました。造成断面図は基本計画には記載がありませんが、切土・盛土の位置の参考として示します。

なお、基本計画の計算条件の設定に一部誤りがあったため、土量の算出結果は修正後の値を示します。

各パターンの御説明の前に、いずれのパターンにも共通する、備考1、2、3について一通り説明いたします。

備考1は、算出の手順としては、造成後に調整池の掘削を行うこととしていますが、これは計算上の設定で、実際の造成工事の手順を示すものではありません。

備考2は、造成断面図に示す盛土・切土範囲の左右の端は鉛直になっていますが、これも計算上の設定で、実際に鉛直の擁壁を設けることを示すものではありません。

備考3は、ごみピットはできるだけ現地盤の高低差を利用して、掘削を伴わずに設置する想定で土量を算出したため、ごみピットの容量は土量算定に入っていません。具体的には、切土量としては計上されていません。

それではまずパターン1について説明いたします。

パターン1では、建設予定地全体を標高684mに造成するものとして土量を算出しました。算出手順としては、手順①で敷地全体を標高684mに均（なら）し、その後、手順②で調整池を掘削することを想定して、造成時の切土、盛土の量と調整池の容量から造成土量を算出しました。

造成の区分けの平面図を次の2ページの図2-1-1に示しています。また、造成断面図を3ページから6ページの図2-1-2に示しています。

言葉だけでは少しイメージしにくいと思いますので、一旦7ページの

表を御覧ください。

上の表2-1-1が敷地全体を標高684mに均（なら）すために必要な切土、盛土の量です。この表の切土の合計16,980m³と盛土の合計94,627m³が、下の表2-1-2の切土、盛土の量です。土地を平らに均した後に調整池の容量の2,430m³を掘削するという設定で造成土量を算出すると、盛土量の94,627m³から切土量の16,980m³と調整池容量の2,430m³を引いて、造成土量が75,217m³、この場合は盛土量が75,217m³となります。

この計算を図で補足説明いたします。戻って2ページを御覧ください。

図2-1-1の緑の線が対象事業実施区域です。その内側の赤い線が標高684mに造成する、平らにする範囲です。赤い線の一部は緑の線と重なっています。横向きの20本の線が、3ページから6ページに示した造成断面図に対応しています。一番下の横線は対象事業実施区域の北の端の位置です。ビギニングポイントの略でBPと書いてあります。ここから図の上に向かってNo.18までは20m間隔で断面を切っています。一番上のNo.18+14.85の線は対象事業実施区域の南の端の位置で、No.18から14.85mの位置です。2本の横線の間範囲にAからRまでの区画番号が振ってあります。例えば一番下のBPとNo.1の間がA区画、No.1とNo.2の間がB区画で、上の方のNo.17とNo.18の間がR区画です。

現状の地盤は図の上の方が相対的に標高が高く、図の下にいくにしたがって標高が低くなっています。左右の方向では、図の右側の方が左側に比べて標高が高くなっています。

3ページを御覧ください。3ページから6ページに示した図2-1-2は2ページの平面図の各番号の横断図です。黒く塗りつぶした範囲が造成により盛土または切土をする部分です。平面図の下の方にあたるNo.1からNo.7までは盛土が必要で、中間部のNo.8からNo.14までは右側が切土、左側が盛土となります。No.15はほとんどが盛土ですが、造成範囲の右端には、横断図ではほとんど見えませんが、1m²の切土部分があります。平面図の上の方にあたるNo.16からNo.17までは、わずかですが盛土が必要です。

なお、6ページ、13ページ、20ページの横断図No.15は、いずれも造成範囲の右端に書くべき「切土」の表記が抜け落ちていました。お詫びして訂正いたします。申し訳ありませんでした。評価書には修正の上、記載いたします。

これらを基に土量を算出した結果が7ページの表2-1-1です。例えば切土と盛土のあるNo.10とNo.11の間の切土・盛土量は、表2-1-1のKの区画で算出されています。計算表の上半分は切土の計算表ですが、K区画についてみると断面1に示された 104 m^2 が横断図No.10の切土部分の面積、断面2に示された 126 m^2 が横断図No.11の切土部分の面積にあたります。土量を算出する際には断面1と断面2の面積を平均して平均断面面積の 115 m^2 を算出し、これにNo.10とNo.11の距離の 20 m を掛けて切土の土量 $2,300\text{ m}^3$ を算出します。

計算表の下半分の盛土の計算表についても同様に、K区画の盛土量は、横断図No.10の盛土部分の面積 86 m^2 と横断図No.11の盛土部分の面積 54 m^2 から平均断面面積 70 m^2 を算出し、これに2断面の距離 20 m を掛けて、盛土の土量 $1,400\text{ m}^3$ を算出します。

このようにAからRまでの各区画の切土、盛土の量を算出し合計すると、切土量の合計が $16,980\text{ m}^3$ 、盛土量の合計が $94,627\text{ m}^3$ となります。

先ほどの繰り返しになりますが、その下の表2-1-2で、盛土量の $94,627\text{ m}^3$ から切土量の $16,980\text{ m}^3$ と調整池容量の $2,430\text{ m}^3$ を引いて、造成土量が $75,217\text{ m}^3$ 、パターン1の場合は盛土量が $75,217\text{ m}^3$ となります。

次にパターン2について説明いたします。8ページを御覧ください。

パターン2では、建設予定地の高低差を活用し、 675 m ゾーン、 680 m ゾーン、 684 m ゾーンの3区域に分けて造成するものとして、土量を算出しました。算出手順としては、手順①でまず造成対象となる範囲をゾーンごとに各標高に造成し、その後、手順②で調整池を掘削することを想定して、造成時の切土、盛土の量と調整池の容量から造成土量を算出しました。

造成の区分けの平面図を次の9ページの図2-1-3に示しています。また、造成断面図を10ページから13ページの図2-1-4に示しています。

9ページを御覧ください。 675 m ゾーンは、図の下の方のA区画からD区画までです。 680 m ゾーンは中ほどのE区画からG区画の全域と、H区画からK区画までの左側の範囲です。 684 m ゾーンは、H区画からK区画までの右側の範囲と、図の上の方のL区画からR区画までの全域です。

土量の算出はパターン1と同じように行い、算出結果を14ページの表2-1-3と表2-1-4に示しています。下の表2-1-4に示すとおり、切土量の $38,080\text{ m}^3$ と調整池容量の $2,430\text{ m}^3$ の合計から盛土量の $21,057\text{ m}^3$ を引いて、造成土量が $19,453\text{ m}^3$ 、この場合は切土量が $19,453\text{ m}^3$ となります。

続いてパターン3について説明いたします。15ページを御覧ください。

パターン3では、造成土量が少なくなるように、680m ゾーン、684m ゾーンの2区域に分けて造成するものとして、土量を算出しました。算出手順としては、手順①でまず造成対象となる範囲をゾーンごとに各標高に造成し、その後、手順②で調整池を掘削することを想定して、造成時の切土、盛土の量と調整池の容量から造成土量を算出しました。

造成の区分けの平面図を次の16ページの図2-1-5に示しています。また、造成断面図を17ページから20ページの図2-1-6に示しています。

16ページを御覧ください。680m ゾーンは図の下の方のA区画からG区画までの全域と、H区画からK区画までの左側の範囲です。684m ゾーンは、H区画からK区画までの右側の範囲と、図の上の方のL区画からR区画までの全域です。なお、684m ゾーンの範囲はパターン2の684m ゾーンと同じです。

土量の算出はパターン1と同じように行い、算出結果を21ページの表2-1-5と表2-1-6に示しています。下の表2-1-6に示すとおり、盛土量の $40,947\text{ m}^3$ から切土量の $38,080\text{ m}^3$ と調整池容量の $2,430\text{ m}^3$ を引いて、造成土量が 437 m^3 、この場合は盛土量が 437 m^3 となります。

造成土量の算出についての説明は以上です。

なお、この資料の説明の冒頭で少し触れましたとおり、出典とした基本計画の計算条件の設定に一部誤りがあったため、24ページに示す準備書に記載していた造成土量及び土砂運搬量を改め、修正した値を評価書に記載します。

23ページを御覧ください。下の表2-1-8に示した土砂の運搬量は、パターン1では $112,826\text{ m}^3$ の搬入、パターン2では $23,344\text{ m}^3$ の搬出、パターン3では 656 m^3 の搬入となります。

土砂運搬量の修正に伴って、大気汚染、騒音等の予測に用いる資機材運搬車両台数の設定台数が変わる可能性があったため、土砂運搬量の修

正前と同様の方法で運搬車両台数を再計算したところ、運搬車両台数は土砂運搬量修正前と同じ値となりました。したがって、このたびの土量の修正に伴う資機材運搬車両台数の変更はなく、影響要因を資機材運搬車両の台数とする環境要素について、環境影響評価の結果に修正はありません。

次に、前回第2回審議会の【資料2-10】で示した造成工事のパターンの模式図の修正について説明いたします。22ページを御覧ください。

上の図が、第2回審議会の【資料2-10】にお示した3パターンの比較図です。先ほどの説明で、パターン1、2、3のいずれの場合でも、造成後に調整池を掘削する条件で土量を算出していますが、上の比較図ではそれが反映されていませんでしたので、下の図のように修正して評価書に記載します。いずれのパターンでも調整池の位置が修正前の図より右側の位置になっています。

造成パターンについての説明は以上です。なお、以上の説明資料に記載した内容は、土量の算出過程が分かりやすくなるように、評価書の本編または資料編の適切な箇所に記載いたします。

では資料1の説明に戻ります。資料1の4ページを御覧ください。

No.6は、石井委員より頂いた、景観・風景に関する御意見への御回答です。

要求水準書では、アセスを遵守する旨の他に、入札に参加される業者に求める提案の中に、高速道路上下線のシークエンス景観の作成を盛り込みます。これにより、完成後のシークエンス景観の予測を踏まえて工事施工事業者の選定を行うこととなります。なお、ここで言う「アセスを遵守する」というのは、アセスでの景観の予測結果に忠実に施設の意匠の設計を行うという意味ではありません。アセス評価書に示す「環境配慮事項」、「環境保全措置」を実行することと、「環境保全上の目標を満足すること」を指します。

準備書で実施した眺望景観とシークエンス景観のフォトモンタージュについては、現施設の富士吉田市環境美化センターのごみ処理施設を撤去した後の状況についても予測を行い、結果を評価書に記載します。

なお、第1回審議会で石井委員よりいただいた「建物の横からの視点が示されていない」ことについて、現時点での事業者の考えを説明いたします。日常的に人が通る範囲で真横からの視点ということになると、中央自動車道を挟んで西側の県道718号の、進行方向に対して真横の方向となり、走行中の数秒程度のごく短時間の視点であるため、準備書

では調査、予測の対象地点としては扱っておりません。

以上で、公開部分の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございます。それでは、今御説明がありました公開部分の説明について質疑応答を行います。まず会場の委員からお聞きした後、そのあと、Web参加の委員にお聞きしたいと思います。参加の方はミュートにしてもうしばらくお待ちください。石井委員お願いします。

(石井委員)

御説明ありがとうございます。最後のところ（建物の真横からの予測に関する説明）で「数秒なので（準備書では予測地点には入れていない）」というお話なのですが、修正したものには、真横からのものも入るのでしょうか。

(株環境技術センター 西川課長代理)

今のところ、評価書には真横からの地点は入れないという方針でおります。

(石井委員)

評価書には入れないのですか。

(株環境技術センター 西川課長代理)

評価書に入れないという方針でやっています。

(石井委員)

高速道路の方から見えますよね。

(株環境技術センター 西川課長代理)

そうですね。はい。中央自動車道の方から見えます。

(石井委員)

それは入れないのですか。

(株環境技術センター 味澤部長)

中央自動車道から見えますが、そのちょうど真横に当たる部分が、ランプウェイの直前になっていまして、といいますか、ランプウェイの真っ只中の部分になっていまして、確かに横を見れば見えないことはないのですが、運転者の視点から見ますと、普通に考えて、眺めの中に入っ
てこないような、ほぼ真横になるような、あるいはグルグル回りながら、目に入るような、そんなイメージでおりますので、今のところ評価書にはその予測結果を入れるということは考えておりません。

(石井委員)

普通に考えて同乗者もいるような気がしますけれど。

(株環境技術センター 味澤部長)

はい。同乗者ももちろんいますけれども、こちら、ランプ上を回って行く中で、横を眺めながら動くというのは、あまりないかなと。酔いやすい人は酔うような見方になってしまいますので、あまりないという判断をしたものですから、方法書にも真横の視点は入れなかったという経緯がございます。

(石井委員)

見ている人はいないかもではなくて、いるかもですから、入れたほうがいいのではないですか。以上です。

(坂本会長)

御検討ください。

他に会場の方いかがでしょうか。いないようでしたら、次はWeb参加の委員ですが、後藤委員お願いします。今日の事業者説明の公開部分では、盛土、切土のパターンについての説明がかなりありました。これについては後藤委員からの御質問を受けていたということですので、後藤委員から、今の説明について何かございましたらお願いします。(Web参加の後藤委員の応答を) 待っている間、他のWeb参加の委員、景観の部分以外は、盛土、切土のパターンということですが、何かございますか。

(坂本会長)

後藤委員、難しければ、手短にチャットで御意見御質問いただいても結構です。

そのチャットしている間に、私から確認したいことがあります。結局、パターン1、2、3というのは、実際、最終的に決めるのは受注者で工事する人だと思いますが、「一応こちらとして試しにやってみたら、こうなるので、これを参考にしてください」ということで、「やった感じとしてはパターン3に近い方がいいのではないですか。それで、選考委員会もこれを参考にして選考しますよ」というような感じで伝えるということではよろしいですか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

組合としましては、基本計画のときに、この1から3のパターンを想定して計算したところですけど、最終的に地形という高低差を利用して、御提案をいただくという形になっております。

(坂本会長)

事業者選定委員会ではそれも参考にして決めるということですね。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

それも1つの参考として決めるという形になっております。

(坂本会長)

わかりました。

一旦ここで、事業者資料1及び2の説明を一旦閉じさせていただいて、次は後半の事業者資料3、4の非公開の部分の審議、説明に移りたいと思います。非公開の部分ですので、報道関係、一般の傍聴人の方に出ていただきたいと思いますが、いらっしゃらないということです。それでは、14時25分ぐらいまで一旦休憩ということではよろしくお願いいたします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

続きまして、最後の部分は、知事意見素案の検討ということです。事業者の方は、ここで退室されても結構です。これは委員の中での話ですので、事業者の方は、特に委員の方から説明を要求しない限り、御意見をいただくことはございません。それでは事務局から前回の審議の意見等をまとめて、知事意見の素案を作っていただきましたので、その説明をお願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

はい、それでは事務局から、20分ほどになろうかと思いますが、時間をいただきまして、知事意見の素案について御説明をさせていただきます。資料の共有ができてないので少々お待ちください。はい、すいませんお待たせしました。

資料2「富士東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に係る知事意見草案」を御覧ください。全部で18項目があります。

まずNo.1につきましては、全般事項について、複数案の検討に関する事項ということで、「事業実施区域の選定及び土地の利用方法に係る複数案の検討については、その内容に関する説明が十分でないことから、環境への影響をできる限り回避または最小化する観点から、改めて比較検討を行い、その結果について説明すること。再開発に伴い予測される動植物の生息、生育環境、(ハビタット)の創出及び景観への影響について回避、最小化、代償の順で、整理するとともに、これらの検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。」こちらは複数案の記載はあるものの、回避、最小化、代償の順で検討するなど、環境への影響をできるだけ小さくするという視点で検討する必要があるのではという意見を踏まえ作成しました。

次にNo.2です。環境保全目標の設定における基本的考え方の見直しについて、「環境保全上の目標に環境基準等を設定する場合、当該基準値までの悪化が許容されとの誤解を招くおそれがある。このため、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを優先した目標設定を行うこと。」です。こちらは成功基準を環境基準等とした場合、基準値まで悪化が許容されると受け取られかねないという意見を踏まえ作成しました。

次にNo.3です。こちらについては、柔軟な提案を促す発注方式及び

評価体制の整備ということです。「施設整備に係る性能発注においては、敷地内の施設配置や規模について、縮小や回避を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。また、これらの提案を適切に評価できる審査体制を整備すること。」です。こちらは施工業者の選定に当たり、受注者が、より縮小・回避などが可能となる柔軟な提案をしやすいような発注方法、審査体制とするべきとの意見を踏まえ、作成しました。

次にNo. 4、騒音についてです。騒音に係る再調査及び対応の強化ということです。「事業実施区域周辺では、事業実施前の時点で既に騒音の環境基準を超過している調査地点が存在することから、よりきめ細かな対応が求められる。このため、実態の的確な把握に向け、新たに騒音の調査地点を設定するとともに、環境影響を可能な限り低減するための追加的な保全措置を講じること。また、その効果を確認するため、事後調査を実施すること。」です。こちらは道路騒音について既に環境基準を超えている地点があるため、住民の理解を得るため、より踏み込んだ対応をするべきとの意見を踏まえ、作成しました。

次にNo. 5、地盤沈下、地形・地質について、地質構造を踏まえた地盤沈下影響の再評価です。「事業による地盤沈下への影響の有無について、地下水位の回復が非常に早い地層であることや、帯水層からの揚水による地盤沈下の実績がないことを根拠に、影響はないと説明している。しかしながら、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないことから、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。」です。こちらは地盤沈下の可能性の検証として、揚水実績だけでは不十分との意見を踏まえ作成しました。

次にNo. 6は、動物、植物、生態系について、既存の生息・生育環境（過湿地）の残存です。「事業敷地内に存在する既存の生息・生育環境（過湿地）を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。その検討過程について、回避・最小化・代償の観点から整理し、その合理性を含めて説明すること。」です。こちらは生物環境への配慮から、できるだけ既存の生息・生育環境を残すべきとの意見を踏まえ作成しました。

次にNo. 7は、創出環境における既存植生の活用についてです。「現計画では、創出環境の整備に当たり、既存植生を一度除去した上で造成する方針としているが、既存の草地や疎林の活用について検討すること。その際、オニグルミが群落を形成すると、周辺において他の植物の生育が制約されるおそれがあることから、樹種構成や配置等に十分配慮する

こと。なお、既存植生の活用が現実的でないと判断した場合には、その判断に至った検討経過について、回避・最小化・代償の観点から整理し、その合理性を含めて説明すること。」です。こちら創出環境について、既存の植生を活かすべきとの意見を踏まえ作成しました。

次にN o . 8 は、工事期間中における創出環境への動植物の移動経路についてです。「事業実施区域内にある既存の生息・生育環境（過湿地）と創出環境の整備予定地との間には距離があり、動植物の移動に時間を要することが想定される。このため、工事期間中、両者の間に位置する放棄水田に水を流すなどの措置を講じ、既存の生息・生育環境（過湿地）の動植物が創出環境へ自発的に移動できるような連続性のある環境（移動経路）を構築すること。」です。こちらは同じく創出環境について、既存の過湿地と創出環境への動植物の移動について、その間にある放棄水田を活用すべきとの意見を踏まえ、作成しました。

次にN o . 9、植物及び動物についてです。創出環境の整備に関する事項について、「創出環境について、次のとおり対応すること。」ということで1から7までございます。「①整備から事後評価に至るまで長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書を示すこと。②両生類等を含めるなど、対象をより広く設定すること。③動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、移植時期を決定すること。④創出環境への適切な移入が図られるよう、回廊（コリドー）の設置等の工夫を行うこと。⑤創出環境の成功基準については、達成状況の評価方法を評価書に示すこと。⑥対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に示すこと。⑦事後調査の回数については、初夏と盛夏では昆虫の出現状況（時間帯、生息場所、行動パターン、個体数）が異なるため、調査回数の増加を図ること。」こちらは創出環境を整備するに当たっての留意事項について、いくつか意見がありましたので、まとめる形で作成をいたしました。

次にN o . 10は植物について、移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項ということで、4つございます。「環境保全措置として移植を実施する植物については次の事項に留意すること。①同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明すること。②生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）や水分条件などを整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にすること。特に、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載すること。③移植に際しては、先行事例がないなど不確実性が高

い場合には、専門家の助言を得ながら、段階的に移植を行うなど慎重に実施すること。④保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映させること。」です。こちらは、植物の移植にするに当たっての留意事項について、いくつか意見がございましたので、まとめる形で作成をいたしました。

次にNo. 11、動物についてです。クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価です。「事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。」です。こちらは、事業地がクマタカの採餌地かどうか判断するに当たり、巣の場所の特定が重要であるという意見を踏まえ、作成させていただきました。

次にNo. 12です。こちらは生態系についてです。生態系の違いを踏まえた影響評価の実施ということで、「事業実施区域の西側が市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されている。しかしながら、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウに基づく評価のみをもって、事業全体の生態系への影響を評価している。このため、山林側の生態系の特性についても適切に把握した上で、影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行うこと。」です。こちらは生態系への影響を評価するための注目種は、市街地と山林とでは異なるという意見を踏まえ、作成しました。

次にNo. 13同じく生態系についてです。生態学的根拠に基づく説明への見直しということで、「事業による生態系への影響について、『被害』や『攪乱』に相当する内容を説明しているが、その記述の中に生態学的根拠に基づかない表現が見受けられる。このため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。また、事業の実施に伴い周辺地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。」です。こちらは生態系への影響について、生態学に基づかない説明があるという意見を踏まえ作成しました。

次にNo. 14です。景観・風景について、景観に係る複数の環境保全措置の検討ということで、「建物の見え方について、側方視点（近距離）からの見え方や富士山に向かう途中に施設が視界に入ることによる景観への影響（期待感の阻害）などを含めて、適切に予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。その上で、複数の環境保全措置を検討

すること。また、これらの検討結果については、性能発注における条件に適切に反映するとともに、その内容を評価書に記載すること。」です。こちらは建物の見え方について具体的な想定が不十分という意見を踏まえ作成をしました。

次に、No. 15、同じく景観・風景についてです。煙突の高さ及び色彩の設定根拠の明確化ということで、「煙突の高さ（59m及び100m）の比較検討並びに色彩設定については、その根拠及び検討経緯に関する説明が十分とはいえないため、評価書においてより詳細に記載すること」です。こちらは煙突の高さや色彩についての説明が不十分という意見を踏まえ、作成をしました。

次にNo. 16、こちらも景観・風景についてです。設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認ということで、「景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、効果の不確実性が高いため、『よりよい設計を採用することで効果の確実性は小さい』とする説明は適切ではない。したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めるとともに、当該効果については事後調査により確認すること。」です。こちらは景観については、施設を設計する主体やプロセスが重要であるという意見を踏まえ、作成しました。

次に、No. 17です。景観への影響低減に係る保全措置の具体化ということで、「建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置（面分割、植栽等）について、過去事例を踏まえて検討すること。その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示し、評価書に記載すること。」です。こちら環境保全措置を検討するに当たっては、過去事例とその効果について、複数案を比較することが重要であるという意見を踏まえ、作成しました。

次に最後になりますが、No. 18、その他としまして、県民に配慮したわかりやすい情報提供をとということで、「環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであることから、評価書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。」1つ目としまして、「施設の存在及び稼働に伴う取水、使用及び排水を含めた水収支（用排水）の内容」、2つ目としまして、「造成工事に係る複数案（地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量）」です。こちらは、いただいた意見を踏まえ、アセス図書は住民向けにわかりやすく記載することが重要であるという観点から、作成しました。

以上で知事意見の素案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

(坂本会長)

ありがとうございます。それでは、今までと同じように、まずは会場の委員の方に意見を聞きたいと思います。主には、(資料2の「主な意見等」の覧に) 自分の名前が出ているところを主に参考にして、それ以外も結構ですので、意見をお願いします。今回は知事意見ですから、項目の追加、削除、それから項目に書いてあること、文章の表現も含めて御意見があればお聞きしていきたいと思います。では、会場の方いかがですか。

(田中委員)

生物多様性分野のことですが、その他の全般的事項にも言えることだと私が発言したから、ここに書いてあると思うのですが、僕が特に言いたいのは、3ページ目の6番以降にある動植物・生態系のところでの意見と考えていただいてもいいのかなと思います。

この、全般事項の1番の意見なのですが、回避、最小化、代償という検討をなさって、その結果、どうなるのか、その結果というのは結局、自然の面積です。質はいろいろな表現があり、できるだけ示して欲しいということで止めますが、面積は絶対的なもので動かせないデータです。要するに、開発の前に、守るべき植生やハビタットの面積は、何平米あった、何haあったという数値データ。そして開発に伴い事業者の皆さんがいろいろ検討した結果、最終的に守るべき自然の面積は、ゼロになってしまうとか、10%しか残っていないとかという数値データを準備書や評価書で明示すること。土地利用や植生やハビタットの変化を数値で明示することが実は環境アセスメントで最も重要な結論部分なのです。そこを明確にわかりやすく示して欲しい。テーブル(表)と図示が基本だと思います。今日の審議会での御説明ではいろいろ図示された情報が出てきましたけれども、やはり、準備書、評価書こそ、(さきほどの知事意見素案の中にも県民にわかりやすい、とありましたが、それはもちろん動植物のところも同じなので)ここに書いてある内容を図と定量化された数値のテーブルとをビフォーアフターでビジュアルに示すことが重要です。

(坂本会長)

知事意見としては、さきほどのビジュアルなどということは、どこになりますか。

(田中委員)

今は全般的事項に入っているのですけれども、動植物、生態系分野に移していただいても結構です。

(坂本会長)

どの部分ですか。

(田中委員)

今私がお話した全部のことです。

(坂本会長)

私の感覚では、全体の話はそこで終わって、6番のところに何かを追加すればよいのかと思いましたが、いかがでしょうか。

(田中委員)

6番のところにも定量的とか図示とか、そういうことを追加していただければそれもよいです。要するに、事業者とコンサルタントが何をどうすればいいのか、ということを明確にしておかないと、「はい、再検討します」で終わってしまい、検証不可能になってしまいます。そのために、しっかりと、その数値のテーブル（表）と図のビフォーアフターを示してください。もっと言えば、回避とありますが、どこをどのように回避して、最小化というのはどこをどのように最小化しようとしているのか、わかりやすく図と表で示すことが必要です。回避しても最小化してもそれでも最終的に残る悪影響については、どこで何をするのか、それが何h aあるのかと、何もしないのか等々と必要な説明はあります。そういうデータをしっかりと示すことが環境アセスメントの基本だと思いますのでよろしくお願いします。そのようなわかりやすい順序だった検討経過を明示した上で、評価することが重要です。今回の決まり文句のような、「影響は回避、低減できる」というのは、そもそも回避も低減も明確な意味を有しており、そこには優先順位があるわけで、このような日本語として全く意味をなさない表現がまかり通っている日本の

環境アセスメントの現状は深刻です。回避も低減も全く違う行為であり、その辺の評価の根拠を一般の県民にもわかりやすい形で示してください、ということです。

（坂本会長）

文書作るのは事務局なので、事務局で検討いただきますけど、何か田中委員に聞いておくことはありますか。今の話をうまく入れるということなのですけれど、大丈夫ですか。

（事務局 有泉課長補佐）

また、案として作らせていただいて、御確認いただければと思います。よろしくお願いします。

（坂本会長）

私としては6番のところに、生息環境を存続させた施設の配置が可能かどうか、ということですが、配置だけではないですね。

（田中委員）

6番の御意見に定量的な評価結果を示すことを追加するのは良いと思います。当方が申し上げているのは、6番のところから生物多様性分野になっているので、ここに項目を移す方がより具体的で明確になってわかりやすい、という話です。

（坂本会長）

いえ、それは、事務局と調整していただいて。私の意見としては、田中委員とは別に、6番のところに、施設の配置が可能かというところに加えて、そのための既存の水の流れを生かすことが可能か、などを入れれば、より過湿地の残存に繋がるのではないかと思います。これはまた事務局で御検討ください。私がそう言ったのは、佐藤委員の水の流れ（コリドー）の図を何とかどこかに入れたいと思ってそういう発言をしました。

はい。その他の委員はいかがですか。

（小林（富）委員）

前にもどこか言ったことがあるのですが、水田だったところに、ごみ

処理施設ができるのです。水があって、湿度環境や気温環境が穏やかに推移していたところに人工物ができて、気温の変化などが大きくなるわけです。そういう大きな環境が変化するということについて、環境アセスの項目には明確にされていないような感じはするのですが、植物というところで、そのことについてできるだけ明らかにしてもらうように、知事意見みたいな中に含めておくべきではないか、と僕は思います。

例えば10番のところで、移植対象植物の特性把握というのは、植物と明確に項目立てしてあるのは10番しかないので、10番のところでいいと思うので、1つ目は、事業実施区域の植生が失われることによって、植物があると、蒸散したり蒸発したり、降水によって得られた水が循環することができるのです。ところが、人工のものになってしまうために、この蒸発散が行われなくなると、その周辺の微気象・微気候的な部分が変わってしまうわけです。植物があることによって降った水が、また蒸散していく、あるいは蒸発していくために還ってくるのです。6割から7割ぐらひは循環しているわけです。ところがその循環がなくなるために、乾燥化が起こってくるということです。その循環がなくなって、降った雨は、流出していくわけです。1つ目は、事業実施区域の、失われる植生による蒸発散量の変化を、しっかりと明確にしておく必要があると思います。

2つ目は、そのような事業実施による環境の変化の中で、日最高気温、日最低気温、日平均気温などの気温の変化が起こるはずですが、今まで水田で水がたたえられていて、穏やかだったのが、コンクリートの人工物ができるために、気温は上昇するわけです。なぜそれを明確にしておく必要があるかという、植物は4億年ぐらひの中で、環境応答機構を身につけたわけです。環境が変わることによって、例えば葉の大きさをどうするか、気孔の数をどうするか、気孔の開閉をどうするかなど、植物は自分の生き方を変えているわけです。そのことを明確にする、そこに植生があったのに、人工物になってしまったために、気温はどのくらい上昇することになったのかということです。それを明らかにしておかないと、周辺の植生、植生というのは生態系の一番の基本ですが、その植生がどのような影響を受けたのかを見てとることができません。僕は、そのことも、やはり知事意見として要求しておく必要があるのではないかと思います。

それからもう1点は、当然、二酸化炭素です。ごみ処理施設を作るということは、二酸化炭素が排出されるわけです。事業実施前後において、

排出される二酸化炭素の増加量はどのくらいあるのかということをし
っかりと明確にしないと、植物の応答は違ってくるのです。二酸化炭素
が多くなると、葉の大きさはどうしますか。気孔の数はどうなりますか。
気孔の数というのは決まってないのです。植物は下の方の葉で、新しく
できる葉の気孔の数を調節しているのです。こういうものはみんな変わ
ってくるので、植物のところで、そういうことをやはり明らかにしても
らうようなことを、明確にしておく必要があるのではないかと。特に水田
のようだったところが、人工物に変わるというのは大きい変化ですから、
そのようなことを考えています。以上です。意見です。

（坂本会長）

今話を聞いて、どこに入れようかと思いましたが、今生きているタ
イトルだと、既存の生息環境や、9番にしても、創出環境という書き方
をしておりそれとは違うので、提案としては、6の前、5と6の間に、
「水田の喪失に伴う、気温、蒸発散などの微気象の変化やCO₂の排出量
の変化などを明確にする」と入れるので、小林委員いかがでしょうか。

（小林（富）委員）

はい。既存の意見に入れるのは難しそうなので、新たに5と6の間に
つけてください。

（坂本会長）

はい。他にいかがですか。石井委員、お願いします。

（石井委員）

たくさん入れていただいてありがとうございます。14番について、
右側の説明（主な意見）を見ていただくと、「シークエンス景観」という
言葉と、それから、「富士吉田市環境美化センターの現状と撤去後の比較
検討」とあります。少し長くなりますが、これらの言葉は入れていただ
きたいと思います。どこに入れるかというと、上から3行目ぐらいの、
「富士山に向かうシークエンス景観の途中に施設が視界に入ることによ
る、そこをただの「景観」ではなく、「心的」、「こころてき」と書いて
心的景観への影響と入れていただくとよいと思います。それから、そ
の段落が終わる、「記載すること」の後ろに、先ほど言った「富士吉田市
環境美化センターの」という内容をうまくまとめて入れていただくとよ

いのかなと思いますので、御検討ください。それから、もう1つ、これをどこに入れるかということはあるのですけれど、

(坂本会長)

場所がなければ作ればいいです。

(石井委員)

建物だけじゃなく、「パッカー車も含めてしっかりと検討してください」というのをに入れて欲しいです。

(坂本会長)

施設の運営に伴うパッカー車等による景観の変化というのを、景観の中で、新たな項目作って入れるということですね。

(石井委員)

はい。並ぶこともあると思います。

(事務局 野中参事・課長)

既存の施設が隣にあるので、パッカー車はあまり影響が大きく変わらないかなと思ったのですけれど、受け入れの地域が変わるから、どうなのでしょう。今まで富士吉田市でしたけど、今度、受け入れ市町村が変わりますね。

(坂本会長)

既存の施設があろうが、なかろうが、施設の運転に伴う自動車等の景観の変化ということは、既存の施設があるかなかろうが書けると思うので、そんな感じでよろしいでしょうか。お願いします。

他に会場の方じゃよろしいですか。よろしければ今度Web参加の方、高木委員、ずっと待たせましたけれど、いかがですか。

(高木委員)

4番に騒音について書いていただいてありがとうございます。今回ある意味珍しいのですけれど、施設を作る前から既に環境基準をオーバーしてしまっているところに、さらに施設を作るというパターンです。ここに知事意見で書いていただいたことはそのとおりなのですが、どんな

にこの施設の中で頑張っても、もう既にオーバーしてしまっているというので低減には繋がらないです。私としては道路管理者である国道（事務所）や、高速道路公団と、「少なくともこういう現状があるのだけれど、どうしようか」というようなことも含めて、協議をしていただいて、ベストの方法を探っていただきたいと思います。「道路管理者との」ということが知事意見の中には書いてないので、もし可能ならば、そういったことを書いていただけると、実効性のある対策が打てるかもしれない、という気がしますが、いかがでしょうか。

（坂本会長）

書いた方がいいですね、書いておけば、それを受けて、事業者の方が、道路管理者に働きかけることもできると思います。

（高木委員）

そうです。

（事務局 野中参事・課長）

委員おっしゃるとおり、環境基準を超えているのですが、基本ルールとすると、いわゆる道路騒音について、改善を要請するのは、自治体が道路管理者に要請するというのが基本的な法律の仕組みなので、入れるとすれば、「道路管理者と協議する」というよりは、「地元自治体」ですね。その辺はまた検討させていただきます。

（高木委員）

よろしくお願いします。

（坂本会長）

事業者と自治体の間の協議で、騒音について十分検討するようにという書き方でしょうか。それは、事務局に文面を考えていただきましょう。他に、Web参加の方、佐藤委員もいかがですか。

（佐藤委員）

私の方は、大丈夫です。丁寧に書いていただいてありがとうございます。

(坂本会長)

先ほどの佐藤委員の提案の部分の水の件(「水のコリドー」に関する水の確保)について、私も少し考えましたけれど、何とかどこかに入れるということを考えていただけたと思います。具体的には、6番辺りに水(の確保)に関することを入れておけば、いいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。そうだと思います。今、前回の審議のときの環境保全措置の年次計画を見直しましたが、できなくはないくらいのスケジュールで、工事と創出環境の整備事業が3年ぐらいのずれで入っていますので、水さえ確保できればできるのではないのかと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

(坂本会長)

多分、6番の「既存の生息・生育環境の残存」のところに、水に関する何を何とか入れておくとする、「既存の水を生かす」というようなことを入れとくということでよろしくお願いします。さて、他の委員の方いかがですか。また、発言されていない方で、岩田委員大丈夫ですか。

(岩田委員)

はい。

(坂本会長)

はい、田中委員。

(田中委員)

最後の議論に関係することですが、開発区域内に緑地を設けることや、ビオトープ的な生息環境を作るということに関係することです。1回目の(審議会の)ときでしたが、あそこは、まず全域を地ならしで改変するというか、土地を平らにするので、まず全部の既存のいろいろその湿地などを全部無くしてしまい、それから作り上げることが前提になっているというようなことを言われたように思います。そしてそれは、何となく県も了承している前提条件なのかなと勝手に思っていたのですが、本来の環境アセスメントの回避というのは、全面回避もありますけれども、部分的回避というのは、例えばそのコリドーを作るようなところを

最初に全部真っ平らにする工事をどうしてもしなければいけないのか、どこか一部でも、そういった生物の個体や埋土種子などが残っているようなところを取っておけないのだろうか、ということを検討する必要があります。最初に更地にしてしまうのが前提のような話があり、そういうものなのだと勝手に思っていましたけれども、そのことはどうなのでしょう。まだ、開発区域の要所を部分的に回避する余地があるのでしょうか。そしてそれがあれば、その検討をすることはミティゲーションヒエラルキーの中で第一に必要なことです。

（坂本会長）

これは、知事意見の検討なので、どのように記載するか。

（田中委員）

そういうことを改訂準備書か評価書の中で明確にする、ということです。

（坂本会長）

ということは、多分、6番の「既存の生息・生育環境（過湿地）の残存」のところに記載してあるということでしょうか。そうですが、全域の話なので、全部をまず土地改変してしまう、というように僕は最初は理解していましたが。

（事務局 有泉課長補佐）

事務局としても全面的に改変をする、というふうに理解はしていますので、少しでも残していただければというところで（知事意見として6番を）入れました。

（坂本会長）

先ほど6番の前に、小林委員の「微気象の変化」として、「どう変わるか明確に記載する」ということを入れるので、同じようにそこに、これについて明確に記載する、ということは書けるかと思います。今、ここ（知事意見素案）にはないのですけれど、6番の前に何か入れるということで考えているので、どうでしょうか、具体的な文案があれば。今考えているのは、「水田が消失することに伴う“何々”を明確にすること」ということを、6番の前に入れようと思っているので、その“何々”の

中身としては、小林委員の話は、微気象の変化ということと、CO₂の排出ということなので、そういう格好でどんどん並べていけば、どうなるかははっきり書いてもらえることにはなるかと思います。

（田中委員）

定量的に示す、例えば当初4haの自然が100%あったところが、4ha全域を土地改変するので、元々あった生態系、植生、ハビタットは0ha、0%になるという淡々と事実を示す必要があります。0haになった上で、その人工的基盤の上に植栽したり、ビオトープを作ったりすると、その数値が変わるのか示す必要があります。このように、回避、最小化、代償というミティゲーションヒエラルキーに沿った検討を順序だてて行い、それぞれの段階について定量的に明示していく。これは元々、環境アセスメントの基本だと思います。

今、国もネイチャーポジティブという国際的な生物多様性保全の目標を遵守しましょうという閣議決定をしたわけです。開発事業というのは人間活動の中で最も自然を消失させる行為です。その開発事業をコントロールする環境アセスメント制度なのです。その中で開発事業によって、やむを得ずに消失せざるをえない守るべき自然の損失に対する補償は、今のところ先進国の中では日本だけが制度化していないのです。ネイチャーポジティブの新たな動きであるTNFDでも日本企業は活発に対応していますが、環境アセスメントとの連携はまだ全くないのです。でも今後、企業はどれだけ生物多様性の損失を出しているか、またそれに対してどれだけ復元や保護などを行っているかという定量的な数値を具体的に示すこと、即ち、環境アセスメントのデータとリンクさせることは、今の世の中の流れで必須になってきます。ですから、山梨県は日本の最初のネイチャーポジティブを環境アセスメント制度で実現しようとしている自治体としてやられたら良いと思います。余談ですが、聞くところによると長野県では結構、いろいろなことが始まっているようです。

（坂本会長）

事務局よろしいですか。

（事務局 有泉課長補佐）

承知しました、ありがとうございます。

(坂本会長)

多分、6番の前に、全体についてのことを微気象の記載も含めて書くのだと思います。はい、皆さん発言されましたか、芹澤委員は大丈夫ですか。

(芹澤委員)

はい。

(坂本会長)

それではここで、知事意見についての皆さんの御意見を伺いました。あとはこの先のことですけれど、今の皆さんの意見を受けて、知事意見の素案を事務局が修正してくれます。ということで、準備書に対する知事意見の素案について御議論いただきました。大枠としては、素案として出てきたものを承認するということが御理解ください。また、この知事意見については、改めてまた集まって審議することはできません。今回は最後ですので、通例となりますが、今後については会長に御一任ください。それまでの間で、委員の皆様におかれましては、追加の質問事項、追加の御意見ございましたら、6月30日火曜日までに事務局にお伝えください。もし質問等ございましたら事業者の皆様には、御回答の作成をお願いするつもりです。以上をもちまして、本日の議題はすべて終了したと思います。

(田中委員)

知事意見は、準備書に対する意見で、改定準備書みたいなものをまず出すのか、あるいは準備書段階になるのか、明確にしたほうがいいですよ。

(事務局 有泉課長補佐)

はい、基本的に知事意見の素案には、今回の意見を評価書に反映すること、という旨を記載しております。

(田中委員)

先ほどの小林委員の、例えば大気や水質などの項目は、生物環境とは違うところで予測、評価されていますが、本来の環境アセスメントではそういった大気や水質などの変化が動植物、生物多様性分野にどのよう

に影響を与えるのかということを検討する必要があるのですが、現状では、完全に、環境アセスメントの報告書の前半と後半というように分かれてしまっています。例えば、水温が上がることや、あるいは地下水が低くなるなど、そういった環境の変化が動植物やハビタットに対して悪影響をもたらさないのかという予測、評価が、本来の環境アセスメントとは必要になります。そのような繋がりをしっかりと明記してください、ということは、全般的な意見として1つ書けるのではないのでしょうか。

(坂本会長)

具体的にはどのような記載になりますか。具体的には、アセス書の最初の自然環境項目の変化を踏まえて、それが生物多様性分野のそれぞれの項目にどのような影響をもたらすのか、という検討といいますか、これも含めてください、と。先ほど言った6番の前に入れる項目の中で、先ほど微気象などの話を中心にされましたけれど、そのような全般的な書き方ということによろしいのでしょうか。

(田中委員)

はい、全般的な話ということでお願いします。

(坂本会長)

それから、最初の方で御意見のあった（創出環境について）3年後まで見るという話ですが、そのあとについて知事意見の中に書いてありますか。環境を創出したりして、3年間見るという話がありますが、3年では足りない、ということだと思うので、それとも、事後報告のところに、そういうことを書くように、ということを知事意見に記載してもらうのでしょうか。

(事務局 有泉課長補佐)

そちらについても少し反映するような形で検討いたします。

(坂本会長)

はい。お願いいたします。

(田中委員)

県のガイドライン（手引き）の44ページを見ていただければ、事業完了報告書のところに、「ただし、自然環境の回復状況調査については事業者が設定した成功基準を達成するまで実施する」とありますから、達成が100年できなければ、100年やるということになります。是非はともかく、そういう大原則があることも忘れないでください。

(坂本会長)

はい。ありがとうございます。それでは知事意見素案の検討を行いまして、一応それが終わったということで、先ほど申しましたように、何かあったら私に一任とそれから、他の意見がありましたら、今日参加されてない方も聞いてみると思いますので、事務局へ御連絡願います。それでは、私の担当はここで終わりということでしょうか。では、事務局お願いします。

(司会 佐野総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただきありがとうございます。坂本会長には議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。それでは、3、その他ですが、事務局お願いします。

3 その他

(事務局 有泉課長補佐)

はい。事務局より、今後について御説明させていただきます。本日の審議会についてはまず、事務局にて議事録及び本日の意見整理表を作成し、皆様にメールでお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御自身の発言について誤りがないか御確認いただけますようお願いいたします。また、先ほども会長からありましたが、追加の御意見、御質問がございましたら、1週間後の6月30日の火曜日頃を目処に事務局宛に、メール本文にそのまま記載していただいて構いませんので、送付をお願いします。

事務局からは以上です。

4 閉会

(司会 佐野総括課長補佐)

委員の皆様からは何かございますでしょうか。よろしいですか。はい。
これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。
御審議ありがとうございました。

(了)